

市民参加・情報提供の指針

平成29年10月

東久留米市

1 策定の趣旨

市では、第四次長期総合計画基本構想におけるまちづくりの基本理念である「みんなが主役のまちづくり」に向けて、「市民と行政の協働によるまちづくり」を基本的な施策として掲げ、その取り組みを進めてきました。

こうした中、「みんなが主役のまちづくり」の実現に向けては、市民が市政へ参加していただくことに重きを置く「市民参加」と、市民や地域活動団体等と市が共通の目標に向かって協力して行動する「協働」、そして、それらを下支えする「情報提供、情報発信」といった考え方を整理し、それぞれの方向性を示し、更にその取り組みを進めていくことが必要です。

市民参加に関する検討を振り返れば、市民委員で構成された東久留米市基本条例（仮称）研究会から平成 14 年 7 月に報告書が提出されました。また、その後に庁内職員で構成された東久留米市市民参加条例（仮称）検討委員会が報告書（平成 16 年 3 月）を取りまとめ、その過程で試行的にパブリックコメントも実施してきました。

ついで、これまでの検討経過などを踏まえ、このたび策定する「市民参加・情報提供の指針」は、平成 16 年 3 月の東久留米市市民参加条例（仮称）検討委員会報告書で示された事項を基本に、その他必要となる事項を加え、市民参加のガイドラインとして取りまとめ、更なる市民参加の推進に役立てていきます。

併せて、市民参加や協働の土台となる市政に関する情報や市民活動に関する情報などを、様々な情報提供手段を活用して積極的に提供、発信できるよう、情報提供に関するガイドラインも整理し、まちづくりに関する情報の共有に努めていきます。

2 市民参加と協働

市民参加とは、行政が様々な手法により市民の意見や考え方などを聴き、市政運営の参考にすることによって、市民が市政へ参加していただくことに重きを置き取り組むものです。

一方、協働とは、市民や地域活動団体等と市がそれぞれの権限と責任のもと、共通の目標に向かって知恵と力を出し合い、より高い成果をめざすものです。

3 市民参加の定義

市民参加とは、基本的には市政運営を行っていくにあたり、市民がさまざまな形で行政活動に自主的に参加することを言い、市民が住みたい、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりをめざしていくこととします。

また、市民参加にあたっては、市政運営に関係する市民が広く参加できるものとします。

4 市民参加の現状

市では、二元代表制の中で、長・議会の本来の機能と責任を勘案しつつ、市民参加への取組に努めてきました。今回、指針を取りまとめるにあたり、平成 26 年度から 28 年度の 3 年間の市民参加の状況を調査した結果、市では以下のとおり、市民参加手続を実施してきました。

(1) 附属機関（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置されたもの）および附属機関に準ずる機関（市の事務事業について審査、調査等を行うため、要綱等により市長その他の執行機関に設置された審査会、委員会等）における市民参加

平成 28 年 10 月 1 日現在、市には 5 の行政委員会および 64 の審議会・委員会・協議会等（以下、「附属機関等」と言う。）が設置されています。

附属機関等の延べ委員数は 655 名であり、そのうち男性が 400 名（61%）、女性が 255 名（39%）です。また、市民としての枠で就任している構成員の人数は 185 名です。なお、委員の公募を行っている附属機関等が 15 機関ありました。

※ 別紙①参照

(2) 市民による市政への意見の聴取等について

市では、市民意見を広く聴取する機会として、パブリックコメント制度をはじめとする下記のような様々な取り組みを行い、市の取り組みに対する意見や満足度などを把握し、市政への反映に努めています。

※ 別紙②参照

① パブリックコメント制度

パブリックコメント制度を活用し、市民意見を聴取した事業名称、提出意見数について調査しました。平成 26～28 年度においては、31 件のパブリックコメントを実施し、1,336 件のご意見をいただきました。

② 市民説明会

市民に事業決定の前などに市の考えを説明し、意見聴取等を行った市民説明会の名称、実施回数について調査しました。平成 26～28 年度においては、230 件の市民説明会を実施しました。

③ 市民ワークショップ等

市民と市、または市民同士が相互に議論することにより、案を作り上げていく手法を用いて実施した市民ワークショップ等の名称、実施回数について調査しました。平成 26～28 年度においては、33 件の市民ワークショップ等を実施しました。

④ 市民の声への対応

市に寄せられた市民の声への対応状況について調査しました。平成 26～28 年度においては、1,426 件の市民の声への対応を行いました。

⑤ アンケート調査

市民意向を把握するために実施したアンケートの名称、対象者数（アンケート送付数）、有効回答数について調査しました。平成 26～28 年度においては、32 件、63,812 人（母数が不明である対象者は除く）を対象にアンケート調査を実施し、39,246 件の有効回答を得ました。

⑥ シンポジウム・フォーラム

公開の場で意見を述べて議論を行う討論会の名称、実施回数について調査しました。平成 26～28 年度においては、8 回のシンポジウム・フォーラムを実施しました。

⑦ アイデア・名称等の公募

アイデアや名称等を広く市民から募集した事案、実施回数について調査しました。平成 26～28 年度においては、キャラクター名称の公募と標語の公募をそれぞれ 1 件行いました。

⑧ その他

公聴会の実施、市民モニター制度の採用、無作為抽出市民による市民討論会等の開催についても調査しましたが、平成 26～28 年度においては、実施しておりませんでした。

5 市民参加の仕組み

(1) 市民参加の対象

市は、次の行政活動を行うときは、あらかじめ市民参加の手続きを行うものとします。

- ① 次に掲げる条例の制定又は改廃
 - i 市の基本的な制度を定める条例
 - ii 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例
- ② 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則の制定又は改廃
- ③ 市の基本的施策又は基本的事項を定める計画の策定又は改定
- ④ 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定
- ⑤ その他、特に市民参加の手続きを経ることが必要と認められる行政活動

ただし、上記の規定にかかわらず、次の事項のいずれかに該当するときは、市民参加の手続きを行わないことができます。

- ① 緊急を要するとき又は軽微な変更をするとき。
- ② 法令等により市長の裁量の余地がないと認められるとき。
- ③ 意見聴取の手続きが他の法令等により定められているとき。
- ④ 地方税の賦課並びに分担金、使用料及び手数料等の徴収に係る政策、条例又は規則の制定又は改廃をするとき。

- ⑤ 金銭の給付に係る政策、条例又は規則の制定又は改廃をするとき。
- ⑥ 市の組織、財産、機関の設置等の市の行政機関の統制に係る政策、条例又は規則の制定又は改廃をするとき。
- ⑦ 職員の給与、勤務時間その他勤務条件について定める政策、条例又は規則の制定又は改廃をするとき。
- ⑧ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定により直接請求された条例の案を議会に付議するとき。
- ⑨ 施策等に関する市民等の意見を他の手続により聴取したとき。

（2）市民参加の効果と役割

市民参加を行う際の市民と市の機関にとっての効果と役割は、次のとおり整理されます。

① 市民にとっての効果と役割

＜効果＞

- ・自らの多様な知識や経験を市政に反映することができます。
- ・市の課題に応じた市民サービスを市政の計画等に取り入れることができます。

＜役割＞

- ・市民は、まちづくりに関する企画、実施等の諸段階に自らの発言と行動に責任を持って、積極的な市民参加に努めます。
- ・市民は、市民相互の自由な発言を尊重し、相互に理解し、協力し合う意識を持って市民参加に努めます。
- ・市民は、市民活動の促進を図るとともに、市政やまちの将来に対する関心を自ら高めるよう努めます。

② 市の機関にとっての効果と役割

＜効果＞

- ・地域の課題に対応する、きめ細やかな市民ニーズにあったサービスを提供することが可能となります。
- ・行政活動への関心が高まり、市民の自治への意識が醸成されます。

＜役割＞

- ・市は、市民が自ら市政について考え行動することができるよう、わかりやすく市政情報を提供し、市民との情報共有に努めます。
- ・市は、政策・施策決定に至る諸段階の情報公開に努めるとともに、市民に対し、適切な方法により、その内容・効果等についての説明責任を果たします。
- ・市は、市民活動の促進を図るため、適切な支援を行うよう努めます。
- ・市は、企画、実施等の諸段階に合わせて、市民が提案や参加のしやすい環境整備を図るとともに、市民参加の継続的な発展に向けて、創意工夫に努めます。

(3) 市民参加の手續

市民参加には、地方自治法に基づく手續と自治体独自の手續があります。

また、市民参加の手續を行うときは、それぞれの事案にふさわしい、適切な方法を選択するものとします。

①地方自治法に基づく市民参加手續

i 選挙

選挙は、政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。選挙については、憲法第93条第2項を受けて、議会の議員および長が住民の直接選挙によること、及び選挙権・被選挙権について地方自治法により定められています。また、選挙制度の基本事項やその手續に関しては、公職選挙法により定められています。

ii 直接請求

直接請求は、直接参政制度または直接民主制の代表的なものです。長および議会を住民が公選する間接民主主義を基本とする地方自治行政が、住民の意思と相容れないような場合が生じた時、その欠陥を是正し、住民の意思を自主的に表示する手段として認められた制度です。直接請求ができるのは、議会の議員・長の選挙権を有する者である必要があります。地方自治制度上の直接請求については、次に掲げる場合に認められています。

- 1) 条例の制定・改廃の請求
- 2) 事務の監査の請求
- 3) 議会の解散の要求
- 4) 議員・長・主要公務員の解職の請求

iii 請願と陳情

請願とは、国または地方公共団体の機関に対し、その職務に関する事項についての希望、苦情、要請を申し出ることのできる制度です。議会に対して請願をするには議員の紹介が必要であり、文書によって提出しなければなりません。受理された請願は、一般に委員会に付託され、その審査を経て、議会の意思が決定されることとなります。陳情は、請願の要件である議員の紹介を欠くものを言います。

iv 住民投票

住民投票は、特定の問題について、住民が直接に意思を表示する制度です。住民投票としては、次に掲げるものがあります。

- 1) 憲法95条を受けた地方自治特別法に係る住民投票
- 2) 直接請求の結果行われる住民投票（議会の解散請求や、議員・長の解職請求など）
- 3) 市町村合併特例法による合併協議会の設置についての住民投票
- 4) 地方自治法の制度外の、直接参政の制度としてのその他の住民投票

②自治体独自の市民参加手続

i 附属機関等の設置と構成員の公募

附属機関等の設置にあたっては、その設置の目的に適するような専門的な見地を持つ構成員の選考が必要です。一方で、市民意見を広く聴取することも重要な目的の一つであるため、今後は、より一層の市民参加の促進を図るためにも、附属機関等の委員の選任にあたっては、できる限り公募委員の枠を確保し、公募委員の選任に努めます。

また、委員の男女比についても、東久留米市第三次男女平等推進プランに基づき、女性委員のいない審議会等をなくすよう努める等、市民が行政と共に主体的にまちづくりに参画する機会である審議会等における男女比率の均等化に努めます。

ii 事案意見公募（パブリックコメント制度）

市は、「東久留米市パブリックコメント手続要綱(平成21年東久留米市訓令乙第7号)」に基づき、意見を求める事案の趣旨、内容等の案をあらかじめ公表し、広く市民等からの意見を求め、提出された意見に対する考え方を明らかにするとともに、当該意見を考慮して施策等を定めています。

iii 市民説明会

市が、計画策定や事業実施の前などに内容等について、市民に直接説明を行うとともに、質疑等を通して直接市民との意見交換を行い、施策を進めています。

iv 市民ワークショップ

市民と市、または市民同士が相互に議論することにより、案を作り上げていく手法であり、市民の意見を聴取する方法のひとつです。通常の会議と違い、自由意見を発言しやすいことや、創造と合意形成に焦点を置いていることなどから、地域の現状把握、問題点や課題の整理、計画案づくりなどを行う際の意見聴取の手法として用いられています。

v 公聴会

公聴会とは、議会の会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者または学識経験者等から意見を聴取することです。都市計画の決定・変更に際しても実施されることがあります。

vi 市民の声への対応

市に寄せられた市民の声に迅速かつ適切に対応するとともに、市民ニーズを行政に反映させることによる市民サービスの向上を図るため、東久留米市市民の声の取扱いに関する要領を定め、寄せられた市民の声の回答については2週間以内、できるだけ速やかに対応を図っています。

vii 会議の公開と議事録の整備

市では、会議の公開の指針を定め、附属機関及び附属機関に準ずる機関の会議については、法令や条例等の規定により非公開とされている場合等を除き、原則として公開しています。また、開催した会議の終了後速やかに議事録を作成し、その写しを市民に供

覧しています。なお、作成した議事録については、市政情報コーナーや市ホームページで公開を行っています。

6 市民参加の推進に向けた情報の共有（情報提供、情報発信）

市は、市民参加や協働によるまちづくりの推進に向けて、その土台となる市政に関する情報や市民活動に関する情報などを、様々な情報提供手段を活用して積極的に提供、発信し、まちづくりに関する情報の共有に努めていきます。

（1）情報提供の総合的推進

市は、「東久留米市情報提供の総合的推進に関する要綱（平成13年東久留米市訓令乙第93号）」に基づき、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得られるように、「東久留米市情報公開条例（平成12年東久留米市条例第6号）」に基づき、開示請求を待つことなく、情報を提供することに努めます。

（2）情報提供の手法

情報を提供するにあたっては、次の手法により行います。

① 広報紙

「東久留米市広報発行規程（昭和46年東久留米市訓令甲第2号）」に基づき、各部署が原稿を作成し、秘書広報課が適切な時期の広報紙に編集し発行します。

② 市政情報コーナー

i 「市政情報コーナー管理運営規則（平成13年東久留米市規則第32号）」に基づき、各部署が資料を作成し、図書館が装備を行い、秘書広報課が市政情報コーナーに配架します。

ii 審議会等の開催状況に係わる情報提供実施要領に基づき、各部署が会議開催決定時に「会議開催のお知らせ」を作成し、秘書広報課が市政情報コーナーへ配架します。

③ 印刷物、有償刊行物

i 「市政情報コーナー管理運営規則（平成13年東久留米市規則第32号）」に基づき、各部署が有償頒布物を作成したときは、生活文化課へ頒布を依頼します。

ii 各部署が印刷物（チラシ）を作成したときは、市政情報コーナーの書架（ラック）へ配架できます。

④ ホームページ

東久留米市ホームページ作成ガイドラインに基づき、各部署がCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）でページを作成し公開します。

⑤ ツイッター・フェイスブック

東久留米市公式ツイッター運用要領及び運用方針、東久留米市公式フェイスブック運用要領及び運用方針に基づき、各部署が原稿を作成し、秘書広報課が投稿を行います。

⑥ プレスリリース

各部署が原稿を作成し、秘書広報課が報道機関へFAX送信を行います。

⑦ 市政掲示板

地域活性化包括連携協定に基づき、各部署がポスターやチラシを作成したときは、秘書広報課を通じてイトーヨーカドー東久留米店およびザ・プライス滝山店へ掲示を依頼できます。

⑧ 書架（ラック）

各部署がポスターやチラシを作成したときは、東久留米駅に設置した書架（ラック）に配架できます。

⑨ その他

①～⑧のほか、各部署が所管する施設等において、ポスター掲示やチラシ配架等の情報提供を行います。

（３）情報内容の充実

① 情報作成にあたって

市政情報は、市民の視点に立ち正確で分かりやすい表現で作成することとします。印刷物の作成については、必要に応じて、「図やイラスト・表の使用」「難読漢字などへのふりがなの追加」「専門用語などは一般的な用語に置き換える」「分かりやすい版・概要版を作成する」などに留意し、ホームページの作成については、東久留米市ホームページ作成ガイドラインに基づき、ウェブアクセシビリティに配慮するなど、利用者が分かりやすい情報作成をすることに努めることとします。

② 情報更新にあたって

すでに発信している市政情報に変更が生じた場合は、速やかに更新することとします。

（４）情報提供期間

原則として市政情報を作成してから30日以内に情報発信するものとし、法令等に定められている場合を除き次の通りとします。

① 計画等

提供期間は、当該計画等の計画期間とします。

② その他

提供期間は、原則1年とします。

(5) 他制度との調整

情報の公開または提供について、法令等に定められている場合は、当該の定めによるものとします。

7 むすびに

市では「市民参加・情報提供の指針」を新たに策定するとともに、平成19年4月に策定した「協働の指針」を改訂し、市民参加と協働、情報提供といった概念を整理するとともに、その方向性を取りまとめました。今後は、これらの指針に沿って市民と行政との信頼関係をより深め、それぞれ役割と責任を担いながら、ともに進めるまちづくりを推進します。

資料編

資料 1 東久留米市パブリックコメント手続要綱（平成 21 年東久留米市訓令乙第 7 号）

東久留米市パブリックコメント手続要綱

（目的）

第 1 この要綱は、東久留米市長（以下「市長」という。）が、東久留米市（以下「市」という。）の重要施策等を定めるに当たり、パブリックコメント手続を実施することにより、当該重要施策等に市民等の意見（情報を含む。以下同じ。）を的確に反映させるとともに、市民等への説明責任を果たし、もって公正で透明性のある市政を推進することを目的とする。

（定義）

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） パブリックコメント手続 市長が、市の重要施策等を定めるに当たり、当該重要施策等の趣旨、内容等の案をあらかじめ公表し、広く市民等からの意見を求め、提出された意見に対する市長の考え方を明らかにするとともに、当該意見を考慮して施策等を定める一連の手続をいう。
- （2） 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 東久留米市（以下「市内」という。）に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有するもの
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内の学校に在学する者
 - オ その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

（対象）

第 3 パブリックコメント手続の対象となる市の重要施策等（以下「施策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- （1） 次に掲げる条例の制定又は改廃
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例
- （2） 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則の制定又は改廃
- （3） 市の基本的施策又は基本的事項を定める計画の策定又は改定
- （4） 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

（適用除外）

第 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第 3 の規定は、適用しない。

- （1） 緊急を要するとき又は軽微な変更をするとき。
- （2） 法令等により市長の裁量の余地がないと認められるとき。

- (3) 意見聴取の手続が他の法令等により定められているとき。
- (4) 地方税の賦課並びに分担金、使用料及び手数料等の徴収に係る政策、条例又は規則の制定又は改廃をするとき。
- (5) 金銭の給付に係る政策、条例又は規則の制定又は改廃をするとき。
- (6) 市の組織、財産、機関の設置等の市の行政機関の統制に係る政策、条例又は規則の制定又は改廃をするとき。
- (7) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件について定める政策、条例又は規則の制定又は改廃をするとき。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第1項の規定により直接請求された条例の案を議会に付議するとき。
- (9) 施策等に関する市民等の意見を、他の手続により聴取したとき。
- (10) 法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関が、パブリックコメント手続に準じた手続を経て定めた報告、答申等と実質的に同一の施策等を定めようとするとき。

（施策等の案の公表等）

第5 市長は、第3に規定する施策等を定めるときは、パブリックコメント手続に係る必要事項を明らかにしたうえで、当該施策等の案を公表しなければならない。

2 市長は、施策等の案を公表するときは、次に掲げる当該施策等に関連する情報の提供に努めるものとする。

- (1) 施策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 施策等の案を立案する際に整理した市長の考え方及び論点
- (3) 市民等が当該施策等の案を理解するために必要な関連資料

3 施策等の案の公表は、市の広報紙及びホームページの掲載、市長が指定する場所での閲覧又は配布その他多くの市民等が容易に知ることのできる方法により行うものとする。

（意見提出期間）

第6 市長は、第5の規定による施策等の案の公表の日から20日以上期間を定めて、市民等からの意見の提出を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、理由を明らかにしたうえで、当該期間を短縮することができる。

（意見提出方法）

第7 第6の規定に基づく市民等からの意見の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便、ファクシミリ又は電子メールによる提出
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が意見の提出と認める方法

2 意見を提出しようとする市民等は、原則として、住所、氏名、その他の市民等であることを示す事項を明記するものとする。

（施策決定に当たっての提出意見の考慮）

第8 市長は、パブリックコメント手続を実施した施策等を決定するときは、第7の規定により提出された当該施策等の案についての意見を考慮しなければならない。

(結果の公表)

第9 市長は、パブリックコメント手続を実施して施策等を決定したときは、次の各号に掲げる事項について公表しなければならない。ただし、東久留米市情報公開条例(平成12年条例第6号)に基づく非公開情報に該当するとき又は第三者の利益を害するおそれのあるときは、この限りでない。

- (1) 提出された意見の概要
- (2) 提出された意見に対する市長の考え方
- (3) 施策等の案を修正した場合における修正案の内容

2 第9の規定による公表の方法は、第5の3の規定を準用する。

(委任)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この訓令は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この訓令は、施行日以後に定める施策等について適用するものとする。

資料2 東久留米市情報提供の総合的推進に関する要綱（平成13年東久留米市訓令乙第93号）

東久留米市情報提供の総合的推進に関する要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、東久留米市（以下「市」という。）が保有する情報のうち、市政に関する情報（以下「市政情報」という。）を市民が迅速かつ容易に得られるように、東久留米市情報公開条例（平成12年東久留米市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、開示請求を待つことなく、市民にこれを提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において「情報の提供」とは、市政情報をこの要綱に基づいて市民の利用に供することをいう。

2 この要綱において「市の窓口」とは、市政情報コーナー及び所管課をいう。

第3 東久留米市長（以下「市長」という。）は、別表に掲げる事項に関する市政情報のうち、条例第7条各号に規定するものを除き、これを市民に提供するものとする。

- （1）市の発行する広報誌への掲載
- （2）市の窓口における供覧
- （3）印刷物の配布又は有償刊行物の頒布
- （4）インターネット等による送信

（他の制度との調整）

第4 情報の提供について、法令並びに条例及び規則、規程、要綱等（ただし、この要綱は、除く。以下「法令等」という。）で別段の定めがある場合には、当該法令等の定めるところによる。

（提供する情報の充実）

第5 市長は、情報の提供に当たっては、情報の正確性の確保及び内容の充実を図るとともに、市民にわかりやすいものとするように努めるものとする。

（市の窓口における供覧）

第6 市長は、市の窓口の双方で閲覧に供することが困難と認める場合には、いずれかの窓口で閲覧に供することができる。

2 市の窓口における供覧期間は、原則として、情報の提供を開始したときから1年とする。

（市民への周知）

第7 市長は、この要綱に基づき、市民に提供した情報については、別に定める様式による一覧表を作成し、当該一覧表を市の窓口において閲覧に供し、かつ、インターネット等で送信することにより公表するものとする。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

別表（第3関係）

重要な基本計画、実施計画に関する事項
審議会等の付属機関の報告書・会議録等
市議会等に関する事項
市の組織、職員の定数・給与等に関する事項
重要な施設整備、市街地開発に関する事項
環境、保健衛生、防災等市民生活の安全と密接な関係がある事項
市民の意識、生活実態等に関する調査結果

資料3 東久留米市広報発行規程（昭和46年東久留米市訓令甲第2号）

東久留米市広報発行規程

（目的）

第1条 本市の行政に関する事項を市民に周知せしめ、市民の理解及び協力により市政の円滑な運営を図るため、東久留米市広報（以下「広報」という。）を発行する。

2 前項の広報の名称は、「広報ひがしくるめ」とする。

3 前項に定めるもののほか、第1項の目的を達成するため、「声の広報」及び「インターネット」により広報に係る情報を市民等に提供できるものとする。

（内容）

第2条 広報に登載する事項はおおむね、次のとおりとする。

（1）市の予算および財政事情の発表等に関する事項

（2）条例および規則等で広く市民に周知を必要とする事項

（3）市の諸施策、行事等で市民に周知し、またはその協力を必要とする事項

（4）市政に関して市民の声を聴取する事項

（5）各種行政庁または公社等より市民に周知を依頼された事項

（6）その他必要と認められる事項

（回数）

第3条 広報は毎月2回これを発行する。ただし、必要ある場合は随時号外を発行することができる。

（委任）

第4条 この規程に定めるもののほか、広報の発行について必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この規程は、昭和46年7月1日から施行する。

付 則（平成9年7月22日訓令甲第4号）

この訓令は、平成9年8月1日から施行する。

資料4 市政情報コーナー管理運営規則（平成13年東久留米市規則第32号）

市政情報コーナー管理運営規則

（趣旨）

第1条 この規則は、東久留米市情報公開条例（平成12年東久留米市条例第6号。以下「条例」という。）第30条第1項の規定に基づき、条例第2条第1項に規定する実施機関が管理する市政に関する情報を提供する施設のうち、市政情報コーナー（以下「情報コーナー」という。）に関する管理運営について必要な事項を定めるものとする。

（管理運営）

第2条 部の所管する事業等の情報に係る情報コーナーの管理運営は、所管部長が行い、企画経営室長が総合調整を行うものとする。

2 所管部長は、市民が正確で分かりやすい情報を容易に得られるよう、所管する事業等の情報を管理し、情報コーナーへ提供しなければならない。

3 企画経営室秘書広報課長は、情報コーナーを市民が利用しやすいように整備するものとする。

4 情報コーナーにおける刊行物の販売は、市民部生活文化課が一括して行うものとする。

（利用時間）

第3条 情報コーナーの利用時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとする。ただし、東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年条例第1号）第7条第1項第1号及び第2号に該当する日は、この限りでない。

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、企画経営室長が別に定める。

付 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

付 則（平成15年3月31日規則第9号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成18年8月30日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年3月26日規則第12号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成27年6月8日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年8月10日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料5 東久留米市ホームページ作成ガイドライン（掲載省略）

資料6 東久留米市公式ツイッター運用要領

東久留米市公式ツイッター運用要領

平成 27 年 3 月 25 日

（目的）

第 1 この要領は、東久留米市（以下、「市」という。）が Twitter（以下、「ツイッター」という。）を市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター Twitter 社が運営するインターネット上のソーシャル・ネットワーク・サービスのことをいう。
- (2) 公式ツイッター 市が設置・運用するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利およびユーザー名をいう。
- (4) 運用方針 公式ツイッターの運用方針や取り決めをいう。
- (5) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為および投稿された記事をいう。
- (6) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすることをいう。
- (7) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (8) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

（運営主体）

第 3 公式ツイッターの運営主体は市とし、アカウントの管理、ツイートの発信は秘書広報課が行う。ただし、防災防犯情報に係るアカウントの管理、ツイートの発信は防災防犯課が行う。また、図書館に係るアカウントの管理、ツイートの発信は図書館が行う。

2 ユーザー名は、秘書広報課が管理するものが@higashikurume_p、防災防犯課が管理するものが@higashikurume_b、図書館が管理するものが@higashikurume_t とする。

（運用者の明示）

第 4 成りすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式ツイッターのユーザー名を市ホームページ上に明示するものとする。

2 市の公式アカウントは、秘書広報課が管理するアカウント及び防災防犯課が管理するアカウント並びに図書館が管理するアカウントのみとする。

（運用方針の策定）

第5 公式ツイッターの運営主体および発信する内容、発信方法について運用方針を策定するものとする。

(掲載内容)

第6 ツイッターで、次に掲げるものをツイートするものとする。

(1) 市ホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等

(2) 市からの何らかの手段で市民等に情報提供したもの

(3) その他公式アカウントを管理する部署の長（以下、「管理部署の長」という。）が適当と認めるもの

(制限事項)

第7 リプライは原則行わない。ただし、行政機関及び公共的機関等が発信したツイートで、管理部署の長が認める場合はこの限りではない。

2 リツイートは原則行わない。ただし、行政機関及び公共的機関等が発信したツイートで、管理部署の長が認める場合はこの限りではない。

3 フォローは原則行わない。ただし、行政機関及び公共的機関等が開設したアカウントで、管理部署の長が認める場合はこの限りではない。

(ウェブサイトとのリンク)

第8 ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則として市ホームページのみとする。ただし、行政機関及び公共的機関等が開設したウェブサイトで、特に管理部署の長が必要と認める場合はこの限りではない。

(停止または削除)

第9 市は、運用が困難になった場合、その理由を市ホームページに明記し、公式ツイッターを速やかに停止または削除するものとする。

(その他)

第10 この要領の実施について必要な事項は、秘書広報課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

資料7 東久留米市公式ツイッター運用方針

東久留米市公式ツイッター運用方針

平成 27 年 3 月 25 日

ツイッターを通じた情報発信にあたり、利用者に誤解や混乱を生まないよう、東久留米市が運営する公式アカウントの運用方針を以下のとおり定めます。なお、運用にあたっては、経済産業省、内閣官房、総務省共同発表の「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」に基づきます。

1. 目的

この運用方針は、公式ツイッターアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とします。

2. 基本方針

市では、市の取り組みやイベントなどの行政情報のほか、緊急時の迅速な情報提供に活用するため、市公式 Twitter アカウントを取得し、情報発信を行います。

3. 公式ツイッターアカウント

アカウント名 @higashikurume_p

アカウント URL https://twitter.com/higashikurume_p

4. アカウント運営者・投稿者

運営者 秘書広報課

投稿者 秘書広報課職員

5. 運用方法

(1) 発信内容

ア 市ホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等

イ 市から何らかの手段で市民等に情報提供したもの

ウ その他秘書広報課長が適当と認めるもの

(2) 発信時間

原則として勤務時間内（平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）に、投稿者が必要に応じて不定期に投稿します。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

(3) 発信する上での留意点

ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）をはじめとする関係法令および市職員の職務や情報の取扱いに関する規程等を厳守します。

イ 市民等に誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努めます。

ウ 信頼性が確保できない情報や、重要施策の意思形成過程の情報は発信しません。

(4) 他アカウントのフォロー等

公式ツイッターアカウントでは情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォローやリプライは原則として行わないものとします。ただし、行政機関及び公共的機関等の発信する関連情報については、市民の利便に供する情報と判断した場合は必要に応じてリツイート等を行うこともあります。

(5) 成りすましへの対応

秘書広報課は、市の公式ツイッターアカウントを市ホームページに掲載し、成りすましでないことを証明します。また、成りすましを発見した場合は、市ホームページにおいて情報を発信し、成りすましアカウントが存在することへの注意喚起を行います。

6. 免責事項

(1) 市は、公式ツイッターの掲載情報を用いて行う一切の行為について、一切の責任を負いません。

(2) 市は、この運用方針を予告なく変更する場合があります。

7. 発信手順

(1) 秘書広報課がツイートする場合

ア 秘書広報課は、ツイートする文章を作成し、秘書広報課長の確認を得て @higashikurume_p でツイートする。

イ ツイート後、秘書広報課は事務用のパソコン等でツイート内容の確認をし、修正や追加がある場合は、即時に対応を行う。

8. 所管課からの依頼でツイートする場合

ア 所管課は、ツイートする文章を作成し、秘書広報課に提出する。

イ 秘書広報課は、文章の内容を確認し、@higashikurume_p でツイートする。

ウ ツイート後、所管課は事務用パソコン等でツイート内容の確認をする。修正や追加がある場合は、即時に秘書広報課へ連絡する。

9. 意思決定

情報発信については、原則として、所属長の決定を必要とする。ただし、所管課依頼の場合で、次に掲げるものはツイッターの特性や情報発信の即時性を考慮し、秘書広報課と協議して情報発信できるものとする。

ア 既に@higashikurume_p で周知されている事項について、再度発信する場合

イ イベント等の状況・結果等について情報発信する場合

ウ その他、緊急に周知を図る必要がある情報で、所管課長の決定までに時間的余裕がない場合

附 則

この方針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

資料8 東久留米市公式フェイスブック運用要領

東久留米市公式フェイスブック運用要領

平成 27 年 3 月 25 日

(目的)

第 1 この要領は、東久留米市（以下、「市」という。）が Facebook（以下、「フェイスブック」という。）を市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブック Facebook 社が運営するインターネット上のソーシャル・ネットワーク・サービスのことをいう。
- (2) 公式フェイスブック 市が設置・運用するフェイスブックページをいう。
- (3) アカウント フェイスブックページを運用するための利用者権限のことをいう。
- (4) 運用方針 公式フェイスブックの運用方針や取り決めをいう。
- (5) タイムライン 投稿した出来事、写真等を時系列に表示する機能のことをいう。
- (6) コメント 市の投稿について、利用者から投稿された感想、意見等をいう。
- (7) いいね！ 市の投稿について、利用者が共感したことを表すことをいう。
- (8) シェア 市の投稿について、その内容を利用者が他の利用者に共有することをいう。

(運営主体)

第 3 公式フェイスブックの運営主体は市とし、アカウントの管理及び投稿の発信は秘書広報課が行う。

2 表示名は東京都東久留米市とする。

(運用者の明示)

第 4 成りすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式フェイスブックの表示名を市ホームページ上に明示するものとする。

2 市の公式アカウントは秘書広報課が管理するアカウントのみとする。

(運用方針の策定)

第 5 公式フェイスブックの運営主体及び発信する内容、発信方法について運用方針を策定するものとする。

(掲載内容)

第 6 公式フェイスブックで、次に掲げるものを投稿するものとする。

- (1) 市ホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- (2) 市から何らかの手段で市民等に情報提供したもの

(3) その他秘書広報課長が適当と認めるもの

(制限事項)

第7 他のフェイスブックページ及びアカウントに対しコメントは行わない。ただし、行政機関及び公共的機関等のフェイスブックページ及びアカウント又は秘書広報課長が必要と認める場合はこの限りではない。

2 公式フェイスブックに投稿されたコメントに対して回答は行わない。ただし、秘書広報課長が必要と認める場合は、この限りではない。

3 他のフェイスブックページ及びアカウントへのシェア又はいいね!は行わない。ただし、秘書広報課長が必要と認める場合は、この限りではない。

(ホームページとのリンク)

第8 公式フェイスブックに記載するリンクのリンク先は、原則として市ホームページのみとする。ただし、行政機関及び公共的機関等のホームページ又は秘書広報課長が必要と認める場合はこの限りではない。

(停止又は削除)

第9 市は、運営が困難になった場合、その理由を市ホームページに明記し、公式フェイスブックを速やかに停止または削除するものとする。

(その他)

第10 この要領の実施について必要な事項は、秘書広報課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

資料9 東久留米市公式フェイスブック運用方針

東久留米市公式フェイスブック運用方針

平成 27 年 3 月 25 日

フェイスブックを通じた情報発信にあたり、利用者に誤解や混乱を生まないよう、東久留米市が運営する公式フェイスブックの運用方針を以下のとおり定めます。なお、運用にあたっては、経済産業省、内閣官房、総務省共同発表の「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」に基づきます。

1. 目的

この運用方針は、市公式フェイスブックの運用に関する事項を定めることを目的とします。

2. 基本方針

市では、市の取り組みやイベントなどの行政情報のほか、緊急時の迅速な情報提供に活用するため、市公式 Facebook アカウントを取得し、情報発信を行います。

3. 公式フェイスブック

表示名 東京都東久留米市

公式フェイスブックページ URL <https://www.facebook.com/higashikurumecity>

4. 公式フェイスブック運営者・投稿者

運営者 秘書広報課

投稿者 秘書広報課職員

5. 運用方法

(1) 発信内容

ア 市ホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等

イ 秘書広報課から何らかの手段で市民等に情報提供したもの

ウ その他秘書広報課長が適当と認めるもの

(2) 発信時間

原則として勤務時間内（平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）に、投稿者が必要に応じて不定期に投稿します。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

(3) 発信する上での留意点

ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）をはじめとする関係法令および市職員の職務や情報の取扱いに関する規程等を厳守します。

イ 市民等に誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努めます。

ウ 信頼性が確保できない情報や、重要施策の意思形成過程の情報は発信しません。

(4) 他のフェイスブックページ及びアカウントへのコメント等

公式フェイスブックページでは情報発信のみを行うものとし、他のフェイスブックページ及びアカウントに対しコメントやコメントに対する回答は原則として行わないものとします。ただし、行政機関、公共的機関等については、市民の利便に供する情報と判断した場合は必要に応じて行うこともあります。

(5) 成りすましへの対応

秘書広報課は、市の公式フェイスブックページのアカウント情報を市ホームページに掲載し、成りすましでないことを明示します。また、成りすましを発見した場合は、市ホームページにおいて情報を発信し、成りすまし等が存在することへの注意喚起を行います。

6. 免責事項

(1) 市は、公式フェイスブックの掲載情報を用いて行う一切の行為について、一切の責任を負いません。

(2) 市は、この運用方針を予告なく変更する場合があります。

7. 投稿手順

(1) 秘書広報課が投稿する場合

ア 秘書広報課は、投稿する文章を作成し、秘書広報課長の確認を得て市の公式フェイスブックページで投稿する。

イ 投稿後、秘書広報課は事務用のパソコン等で投稿内容の確認をし、修正や追加がある場合は、即時に対応を行う。

(2) 所管課からの依頼で投稿する場合

ア 所管課は、投稿する文章を作成し、秘書広報課に提出する。

イ 秘書広報課は、文章の内容を確認し、市の公式フェイスブックページで投稿する。

ウ 投稿後、所管課は事務用パソコン等で投稿内容の確認をする。修正や追加がある場合は、即時に秘書広報課へ連絡する。

8. 意思決定

情報発信については、原則として、所属長の決定を必要とする。ただし、所管課依頼の場合で、次に掲げるものはフェイスブックの特性や情報発信の即時性を考慮し、秘書広報課と協議して情報発信できるものとする。

ア 既に市の公式フェイスブックページで周知されている事項について、再度発信する場合

イ イベント等の状況・結果等について情報発信する場合

ウ その他、緊急に周知を図る必要がある情報で、所管課長の決定までに時間的余裕がない場合

附 則

この方針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

行政委員会および審議会・委員会・協議会等の状況について

平成28年10月1日現在において、行政委員会（地方自治法第180条の5）および、法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会・委員会・協議会等（地方自治法第138条の4及び同法第202条の3）の状況については下記のとおりです。

※ 市職員のみで構成される内部の審議会等は除く。

1. 行政委員会について

委員会の数	委員数	構成						性別		公募を実施している委員会の数	公募委員の人数	公募委員の性別	
		市民	議員	学識経験者	内部職員	有資格者	その他	男	女			男	女
5	29	16	3	1	0	2	7	24	5	1	0	0	0

2. 審議会・委員会・協議会等について

審議会・委員会・協議会等の数	委員数	構成						性別		公募を実施している委員会の数	公募委員の人数	公募委員の性別	
		市民	議員	学識経験者	内部職員	有資格者	その他	男	女			男	女
64	626	169	13	61	107	90	186	376	250	14	69	37	32

市民参加の状況把握調査 集計結果報告書

平成29年7月

東久留米市
企画経営室企画調整課

調査の概要

1. 調査目的

本調査は、市民参加の新たな指針を策定するにあたり、東久留米市役所の各課で実施されている市民参加の状況を把握することを目的として実施したものである。

2. 調査対象

各課における市民参加の状況について、平成26年度から平成28年度の3年間の実施状況を対象とした。

3. 調査項目

市民参加の状況についての調査項目は、以下の10項目とした。

- (1) 事案意見公募（パブリックコメント制度）の実施状況について
- (2) 市民説明会の実施状況について
- (3) 市民ワークショップ等の実施状況について
- (4) 公聴会の実施状況について
- (5) 市民の声の対応状況について（生活文化課のみ）
- (6) アンケート調査について
- (7) シンポジウム・フォーラムの開催について
- (8) アイデア・名称等の公募について
- (9) 市民モニターについて
- (10) （無作為抽出市民による）市民討論会等の開催について

4. 調査方法

調査は、各課へ電子メールで依頼をし、電子メールでの回答とした。

5. 調査の日程

平成29年6月2日に調査を発出し、6月26日を回答期限と設定した。
回答率は100%であった。

(1) 事案意見公募（パブリックコメント制度）の実施状況について

・パブリックコメント制度を活用し市民意見を聴取した年度・事案名称・提出意見数について回答。

◆全体件数

年度	事案実施数	提出意見数
平成28年度	7	432
平成27年度	13	309
平成26年度	11	595
合計	31	1,336

◆各事案ごと

部課	年度	事案名	提出意見数
企画経営室行政管理課	H28	東久留米市公共施設等総合管理計画（案）についてのパブリックコメント	1
市民部生活文化課	H28	（仮称）東久留米市第3次男女平等推進プラン（素案）へのパブリックコメント	2
環境安全部ごみ対策課	H28	「東久留米市一般廃棄物処理基本計画（素案）」に対するパブリックコメント	1
子ども家庭部児童青少年課	H28	「東久留米市立中央児童館の今後の運営方法について（案）」についてのパブリックコメント	49
都市建設部道路計画課	H28	東久留米市交通安全計画（素案）に対するパブリックコメント	0
都市建設部施設建設課	H28	耐震改修促進計画	0
教育部図書館	H28	「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」について	379
企画経営室企画調整課	H27	東久留米市第4次長期総合計画後期基本計画（素案）	15
企画経営室企画調整課	H27	東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月版）（案）	10
企画経営室行政管理課	H27	東久留米市公共施設のあり方に関する基本方針（案）についてのパブリックコメント	82
総務部総務課	H27	東久留米市個人情報保護条例の改正について	3
総務部総務課	H27	（仮称）東久留米市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	0
環境安全部防災防犯課	H27	地域防災計画改訂のパブリックコメント	0
環境安全部環境政策課	H27	東久留米市緑地保全計画素案への意見	21
環境安全部環境政策課	H27	東久留米市第二次環境基本計画素案への意見	41
環境安全部ごみ対策課	H27	東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画（案）に対するパブリックコメント	106
福祉保健部健康課	H27	東久留米市健康増進計画「わくわく健康プラン東くるめ（第2次）」（素案）	3
教育部教育総務課	H27	東久留米市教育振興基本計画【改訂版】	18
教育部指導室	H27	東久留米市特別支援教育推進計画	3
教育部指導室	H27	東久留米市特別支援教室設置計画	7
企画経営室企画調整課	H26	旧大道幼稚園跡の新たな利活用案	45
企画経営室行政管理課	H26	財政健全経営に係る基本的考え方（答申）に対する意見聴取	1
福祉保健部福祉総務課	H26	第3次地域福祉計画（素案）に対するパブリックコメント	1
福祉保健部障害福祉課	H26	東久留米市障害者計画・第4期障害福祉計画（素案）に対するパブリックコメント	36
福祉保健部介護福祉課	H26	第6期 東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）	3
福祉保健部介護福祉課	H26	東久留米市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（案）	1
福祉保健部介護福祉課	H26	東久留米市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）	1
福祉保健部健康課	H26	東久留米市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）	0
福祉保健部健康課	H26	東久留米市母子保健計画（案）	0
子ども家庭部子育て支援課	H26	「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」（素案）に関するパブリックコメント	406
子ども家庭部子育て支援課	H26	子ども・子育て支援新制度実施へ向けて、市が条例で定める施設等の基準（素案）に関するパブリックコメント	101

(2) 市民説明会の実施状況について

- ・市民説明会を実施した年度・説明会名称・実施回数について回答。
- ・ここでの市民説明会とは、行政が市民に事業決定の前などに考えを説明し、市民の意見聴取等を行う方法をいう。

◆全体件数

年度	事案実施数	実施回数
平成28年度	6	140
平成27年度	7	12
平成26年度	7	78
合計	20	230

◆各事案ごと

部課	年度	事案名	実施回数
環境安全部ごみ対策課	H28	家庭ごみ有料化に向けた説明会	131
福祉保健部介護福祉課	H28	東久留米市新しい総合事業説明会	3
子ども家庭部児童青少年課	H28	新児童館に関する説明会	1
都市建設部都市計画課	H28	久留米東村山線沿道柳窪地区地区計画（原案）説明会	1
教育部学務課	H28	通学路への防犯カメラ設置に関する説明会	1
教育部学務課	H28	小学校給食調理業務委託説明会（第五小、南町小、第九小）	3
企画経営室企画調整課	H27	東久留米市上の原地区土地利用構想整備計画（案）に関する説明会	1
環境安全部防災防犯課	H27	防災行政無線の新設に関する説明会	2
環境安全部ごみ対策課	H27	家庭ごみ有料化に向けた説明会	5
福祉保健部介護福祉課	H27	高齢者元気度アンケート結果説明会	1
都市建設部都市計画課	H27	上の原地区地区地区計画（原案）説明会	1
都市建設部都市計画課	H27	上の原地区地区地区計画（案）説明会	1
都市建設部道路計画課	H27	東村山都市計画道路3・4・20号線道路工事等説明会	1
企画経営室行政管理課	H26	財政健全経営に係る基本的考え方（答申）市民意見交換会	1
環境安全部ごみ対策課	H26	ホッパ前説明会	72
福祉保健部介護福祉課	H26	第6期 東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）～制度改正と新しい総合事業	1
都市建設部都市計画課	H26	南沢五丁目地区地区計画の変更（原案）説明会	1
都市建設部道路計画課	H26	東村山都市計画道路3・4・5号線道路工事等説明会	1
都市建設部道路計画課	H26	上の原地区へのアクセス道路に関する説明会	1
教育部学務課	H26	小学校給食調理業務委託説明会（第二小）	1

(3) 市民ワークショップ等の実施状況について

- ・市民ワークショップを実施した場合は、年度・名称・実施回数について回答。
- ・ここでの市民ワークショップとは、市民と市、又は市民同士が相互に議論することにより案を作り上げていく手法をいう。懇談会やポスターセッション等の市民からの直接的な意見聴取方法も含むものとする。

◆全体件数

年度	事案実施数	実施回数
平成28年度	3	5
平成27年度	3	26
平成26年度	2	2
合計	8	33

◆各事案ごと

部課	年度	事案名	実施回数
福祉保健部福祉総務課	H28	弥生地区 住民懇談会	2
福祉保健部福祉総務課	H28	「住みよいまちづくり」に向けた集い	1
都市建設部都市計画課	H28	都市計画道路東3・4・20号線沿道神宝町地区まちづくり懇談会	2
福祉保健部健康課	H27	東久留米市健康増進計画「わくわく健康プラン東くるめ（第2次）」策定にむけてのワークショップ（市長から委嘱されている健康づくり推進員との会議「健康づくり推進部会」での意見交換）	23
都市建設部都市計画課	H27	都市計画道路東3・4・5号線沿道柳窪地区まちづくり懇談会	2
都市建設部都市計画課	H27	都市計画道路東3・4・20号線沿道神宝町地区まちづくり懇談会	1
福祉保健部福祉総務課	H26	東久留米市地域支え合いフォーラム（ミニワークショップ）	1
都市建設部都市計画課	H26	都市計画道路東3・4・5号線沿道柳窪地区まちづくり懇談会	1

(4) 公聴会の実施状況について

- 公聴会を実施した場合は、年度・公聴会の名称・実施回数について回答。
- ここでの公聴会とは、行政が重要な事項を決定する際などに、利害関係者や学識経験者などを呼び、その意見を聴取する方法をいう。

◆全体件数

年度	事案実施数	実施回数
平成28年度	0	0
平成27年度	0	0
平成26年度	0	0
合計	0	0

(5) 市民の声の対応状況について（生活文化課のみ）

- 生活文化課にて、寄せられた市民の声に対する対応状況について回答。

◆全体件数

年度	市民の声の件数	対応件数
平成28年度	510	510
平成27年度	480	480
平成26年度	436	436
合計	1,426	1,426

(6) アンケート調査について

- ・市民意向を把握するためのアンケート調査の実施状況について、年度・アンケート名称・対象者数（アンケート送付数）・有効回答数について回答。

◆全体件数

年度	アンケート実施数	対象者数	有効回答数
平成28年度	14	14,822	7,654
平成27年度	9	34,381	22,387
平成26年度	9	14,609	9,205
合計	32	63,812	39,246

◆各事案ごと

部課	年度	アンケート名	対象者数	有効回答数
企画経営室企画調整課	H28	地域のつながりに関するアンケート調査（路上調査等）	260	260
市民部生活文化課	H28	くらしフェスタくるめ来場者アンケート	679	679
市民部生活文化課	H28	東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査	2,000	574
福祉保健部福祉総務課	H28	「住みよいまちづくり」に向けたアンケート調査（単位は世帯）	262	137
福祉保健部介護福祉課	H28	高齢者あんしん生活調査	507	373
福祉保健部介護福祉課	H28	高齢者一般調査	1,500	1,062
福祉保健部介護福祉課	H28	在宅サービス利用者調査	1,500	959
子ども家庭部児童青少年課	H28	平成28年度市立児童館アンケート調査	市立児童館来館者	629
子ども家庭部児童青少年課	H28	東久留米市立中央児童館のサービスの充実及び向上に関するアンケート	中央児童館来館者	100
子ども家庭部児童青少年課	H28	児童の居場所づくり事業アンケート	参加者	25
都市建設部都市計画課	H28	第2回都市計画道路東3・4・20号線沿道地区まちづくりアンケート	114	46
都市建設部管理課	H28	自転車等駐車場に関する市民意識調査	3,000	1,076
都市建設部管理課	H28	自転車等駐車場利用者アンケート調査	2,000	627
都市建設部施設建設課	H28	耐震改修促進計画改定に関する市民意識調査	3,000	1,107
企画経営室行政管理課	H27	公共施設の今後のあり方に関するアンケート調査	2,000	732
企画経営室行政管理課	H27	施策成果アンケート調査	2,000	904
市民部生活文化課	H27	くらしフェスタくるめ来場者アンケート	555	502
環境安全部ごみ対策課	H27	家庭ごみ有料化導入基礎調査	2,000	941
福祉保健部介護福祉課	H27	元気度アンケート調査	26,871	18,065
子ども家庭部児童青少年課	H27	平成27年度市立児童館アンケート調査	市立児童館来館者	609
子ども家庭部児童青少年課	H27	学童保育所の延長保育等に関するアンケート	807	553
都市建設部都市計画課	H27	第2回都市計画道路東3・4・5号線沿道地区まちづくりアンケート	34	16
都市建設部都市計画課	H27	都市計画道路東3・4・20号線沿道地区まちづくりアンケート	114	65
企画経営室行政管理課	H26	施策成果アンケート調査	2,000	720
企画経営室行政管理課	H26	市民満足度調査	2,000	683
市民部生活文化課	H26	くらしフェスタくるめ来場者アンケート	640	557
福祉保健部障害福祉課	H26	障害や病気のある方の地域での生活と共生に関する意識調査	3,000	1,587
福祉保健部介護福祉課	H26	高齢者あんしん生活調査	585	503
福祉保健部健康課	H26	東久留米市 健康に関する状況調査報告書	1,937	1,374
子ども家庭部児童青少年課	H26	平成26年度市立児童館アンケート調査	市立児童館来館者	747
都市建設部都市計画課	H26	都市計画道路東3・4・5号線沿道地区まちづくりアンケート	33	22
教育部学務課	H26	給食調理業務委託計画に関するアンケート	4,414	3,012

(7) シンポジウム・フォーラムの開催について

- ・シンポジウム・フォーラムの実施状況について、年度・名称・実施回数について回答。
- ・ここでのシンポジウム・フォーラムは、公開の場で意見を述べて議論する形式の討論会のことをいう。

◆全体件数

年度	事案実施数	開催回数
平成28年度	2	2
平成27年度	4	4
平成26年度	2	2
合計	8	8

◆各事案ごと

部課	年度	名称	開催回数
市民部生活文化課	H28	平成28年度自治会長と市長との話し合い	1
環境安全部環境政策課	H28	環境シンポジウム みんながこのまちの生物係	1
企画経営室企画調整課	H27	東久留米市まち・ひと・しごと創生推進シンポジウム	1
市民部生活文化課	H27	平成27年度自治会長と市長との話し合い	1
環境安全部環境政策課	H27	環境シンポジウム 東久留米市第二次環境基本計画の実現のために、と映画上映	1
福祉保健部介護福祉課	H27	地域リハビリテーション支援センター事業 市民説明会	1
市民部生活文化課	H26	平成26年度自治会長と市長との話し合い	1
環境安全部環境政策課	H26	環境シンポジウム 水循環基本法の成立と展望	1

(8) アイデア・名称等の公募について

- 各課の事業において、アイデアや名称等を広く市民から募集した場合、その年度・公募事案・実施回数について回答。

◆全体件数

年度	公募事案数	実施回数
平成28年度	1	1
平成27年度	0	0
平成26年度	1	1
合計	2	2

◆各事案ごと

部課	年度	公募事案	実施回数
子ども家庭部児童青少年課	H28	愛のひと声運動標語募集	1
市民部生活文化課	H26	消費生活イメージキャラクター 名前募集	1

(9) 市民モニターについて

- 継続的に市民意見を聴取するため、市民モニター制度を採用している場合、年度・モニター制度の名称・市民モニターの委嘱人数について回答。

◆全体件数

年度	制度実施数	人数
平成28年度	0	0
平成27年度	0	0
平成26年度	0	0
合計	0	0

(10) (無作為抽出市民による) 市民討論会等の開催について

- 無作為抽出により市民を選出し、討論会(他の手法、ワークショップなども含む。)を実施した場合は、年度・市民討論会等の名称・実施回数について回答。

◆全体件数

年度	事案実施数	実施回数
平成28年度	0	0
平成27年度	0	0
平成26年度	0	0
合計	0	0

平成29年10月

市民参加・情報提供の指針

東久留米市企画経営室企画調整課
秘書広報課

東久留米市本町三丁目3番1号
電話042(470)7702(直通)